

健康告知について

次の慢性疾患の方はご加入できません。また、医師の診察・検査・治療・投薬を受けている場合もご加入できません。

- ①新生物(癌・肉腫・筋腫・白血病等)
- ②糖尿病
- ③心疾患(心臓病等・高血圧症を含む)
- ④脳血管疾患(脳出血・脳血栓症・脳軟化症等)
- ⑤消化性潰瘍(胃・十二指腸潰瘍等)
- ⑥肝臓病及び膵臓病
- ⑦腎炎及びネフローゼ
- ⑧肺疾患(肺炎・肺結核等)
- ⑨認知症、アルコール精神病及び精神疾患(統合失調症・躁うつ病等)
- ⑩骨髄及び神経の疾患(骨髄炎・骨膜炎・脳性麻痺等)
- ⑪血管及び血液の疾患(血友病・脾臓の疾患・血栓症・動脈硬化症・動脈瘤等)

※上記以外でも、入院、通院、医師の指示により投薬又は食事療法をしている場合、手術、注射(点滴含む)、放射線照射、人工透析、ペースメーカー等の医学的処置を受けている場合や、身体に残る障害や先天性の病気がある場合もお申し込みいただけません。

ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約の際には、重要事項等説明書、ご契約のしおりを必ずご確認ください。

この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや保障内容を変更させていただくことがあります(加入口数が限度口数内であっても制限させていただく場合があります。)。なお、保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

[告知義務違反による契約の解除]

保険契約申込書において、当法人が告知を求めた事項について、保険契約者様のご契約いただく被保険者皆様の告知をとりまとめのうえ、事実を正確に記載していただく義務(告知義務)があります。事実を記載しなかった場合または記載した内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

[保険契約者が死亡した場合の保険金の受取人の変更について]

保険契約者様が死亡した場合の保険金の受取人(以下「受取人」といいます。)は社員援護保険普通保険約款に定める保険金の受取人の順位に従いお支払いします。ただし、受取人について、保険契約者が指定する場合は、別途お手続きが必要になります。

[保険期間中の保険料または保険金額の変更]

当法人は、業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額または保険金額を減額する変更を行うことがあります。

[保険契約者保護機構について]

社員援護保険は、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、また、当法人に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

[税務上のお取扱いについて]

本保険の保険料は一般の生命保険料控除の対象になりません。個別の税務取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

[契約者配当について]

当法人は、この保険につき契約者配当を行いません。

[解約返戻金について]

本保険契約を解約した日の属する月の翌月以降に未経過保険料がある場合は、社員援護保険普通保険約款の規定に従い、保険料を返還します。なお、保険料の日割計算はいたしません。

個人情報の取扱いに関する事項

所属会社から提供される個人情報について

給与から保険料を控除する場合、本保険運営上必要な次に記載の個人情報について、所属会社から当法人に提供されます。

- ・契約時の社員コード、最新の所属情報(会社、事業所、部課等)及び氏名
- ・保険料控除不能時の事由(退職、休職、育児休業、出向等)及び該当事由の発生年月日

お客さまに関する個人情報のお取り扱いについて

当法人は、本契約に関する個人情報を、保険引き受け・支払いの判断、本契約の履行、当法人の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

また、当法人は、契約者向けサービスの提供を行うため、提携企業等に対し、必要な範囲で、氏名、生年月日等の本契約に関する個人情報を提供することがあります。

なお、お客さま情報の漏洩及び不正アクセス等の防止のため必要な対策を講じています。

当法人の個人情報保護方針については郵政福祉ホームページ(<https://www.yuseifukushi.or.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先 受付時間9:00~17:00(土・日・祝日・12/29~1/3を除く)

各種資料のご請求や商品に関するお問い合わせについては、最寄りの地方本部までご連絡ください。

北海道地方本部
〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目20
TEL. 0120-816-922 / 011-218-8070

東北地方本部
〒980-8650 仙台市青葉区五橋2-4-2
TEL. 0120-510-250 / 022-262-2166

関東地方本部
〒330-0054 さいたま市浦和区東岸町9-20
TEL. 0120-954-129 / 048-764-8002

東京地方本部
〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町1-7
TEL. 0120-120-247 / 03-6365-0294

南関東地方本部
〒210-8514 川崎市川崎区駅前本町15-5
TEL. 0120-954-130 / 044-201-4500

信越地方本部
〒380-0922 長野市七瀬12-16
TEL. 0120-888-632 / 026-223-1771

北陸地方本部
〒920-0901 金沢市彦三町2-5-27
TEL. 0120-626-245 / 076-262-6245

東海地方本部
〒461-0014 名古屋市中区榑木町1-21-2
TEL. 0120-517-117 / 052-971-1095

近畿地方本部
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31
TEL. 0120-816-755 / 06-7711-6008

中国地方本部
〒730-0005 広島市中区西白鳥町17-13
TEL. 0120-544-401 / 082-221-5444

四国地方本部
〒790-0003 松山市三番町8-12-4
TEL. 0120-122-545 / 089-945-1221

九州地方本部
〒860-0808 熊本市中央区手取本町4-17
TEL. 0120-657-716 / 096-355-9301

沖縄地方本部
〒900-0032 那覇市松山1-32-7
TEL. 0120-630-802 / 098-863-0801

<https://www.yuseifukushi.or.jp/>

郵政福祉 検索

(2026.4)

日本郵政グループ社員等(期間雇用社員、アソシエイト社員含む)の皆さまへ

2026年度版

社員援護保険

ゆうライフ

商品説明動画を
ご覧いただけます



日本郵政グループの社員等の皆さまの
11万人以上の方にご加入いただいています。

1口60円からの

無理のない保険料で

死亡・不慮の事故による入院

のリスクに備えませんか?

1

保険料は1口につき

本人型 60円/月 夫婦型 120円/月

年齢にかかわらず一律です。

また、夫婦型なら配偶者さまも手厚く

備えられます。

2

病気死亡、不慮の事故による死亡・入院、
重度障がいと充実の保障内容です。

月1,800円の保険料で、不慮の事故による入院1日あたり12,000円の保険金をお支払いします。

保険料や保障内容の詳細は中面をご覧ください



お手頃な保険料で配偶者さまにも手厚い備え。65歳までご加入

できる安心の保険です。
(新規加入・増口は満59歳まで)

保険料 (年齢にかかわらず一律)

ご加入1口につき

本人型 **60**円/月 夫婦型 **120**円/月

加入限度口数

本人型および夫婦型を合わせて
30口まで

お支払い方法

月払・半年払・年払

保障期間

満65歳まで
安心してご継続できます。

申込み

医師による診査は不要
健康状態等の告知のみでお申込み可能

新規加入、増口、本人型から夫婦型への加入替えは、契約日または変更日における年齢が満60歳未満の場合に限ります。

(注) 退職者(再雇用社員を除く)及び期間雇用社員の保険料のお支払いについては、半年払・年払からの選択となり、払込方法は自動払込または郵便振替に限ります。
(注) 満65歳を迎えた最初の保険期間満了日までご継続いただけます。
(注) 被保険者の年齢(夫婦型における配偶者については配偶者の年齢)は、契約日または更新日における年齢とします。
(注) お申込みには健康告知が必要です。通院・投薬中はお申込みをお引き受けできません。
(注) ご退職後の新規加入・増口・本人型から夫婦型への加入替えはできません。

あんしんの保障内容

死亡

- ・病気死亡
- ・不慮の事故による死亡

重度障がい

労働者災害補償保険法
による第1級から第5級^{※5}

不慮の事故による入院

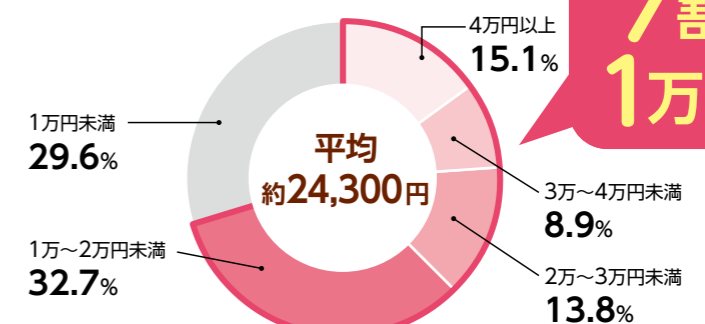
- ・階段からの転倒
- ・交通事故
- ・スポーツ中のけが 等



ご存じ
ですか?

入院1日あたりの費用が**10,000円**を超える入院は
7割以上にのぼります。

■入院1日あたりの自己負担額の平均^{※1}



**7割超が
1万円以上**

出典:生命保険文化センター
2025年度「生活保障に関する調査」(速報版)

「ゆうライフ」なら不慮の事故による
入院保険金を**1日目**から**最大180日目**まで

日額 **12,000円**

お支払いします^{※2}

[本人型30口(保険料1,800円/月)の場合]

^{※1} 集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額医療費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む))。費用は、治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額医療費制度を利用した場合は利用後の金額。
^{※2} 通院、病気入院は対象外です。

[保険金の種類と保険金額の例] ライフスタイルの変化に合わせて口数の増減、本人型から夫婦型への加入替えが可能です。

本人型 (普通援護)		ご加入者さまが対象					
口数と保険料		30口	25口	20口	15口	10口	
死亡保険金 ^{※3}	60歳未満	750万円	625万円	500万円	375万円	250万円	
	60歳以上	540万円	450万円	360万円	270万円	180万円	
事故等死亡保険金 ^{※4}	60歳未満	1,350万円	1,125万円	900万円	675万円	450万円	
	60歳以上	1,140万円	950万円	760万円	570万円	380万円	
障がい保険金 ^{※5} (労働者災害補償保険法による)	① 第1級、第2級、 第3級2~4	60歳未満	750万円	625万円	500万円	375万円	250万円
		60歳以上	540万円	450万円	360万円	270万円	180万円
	② 第3級1~5、第4級、第5級		300万円	250万円	200万円	150万円	100万円
入院保険金 ^{※6}	不慮の事故による 1日以上入院に限る	12,000円/日	10,000円/日	8,000円/日	6,000円/日	4,000円/日	
子供死亡保険金 ^{※7}	不慮の事故等による 死亡に限る	90万円	75万円	60万円	45万円	30万円	
配偶者死亡保険金 ^{※8}		30万円	25万円	20万円	15万円	10万円	

^{※3} 「死亡保険金」または「障がい保険金①」「障がい保険金②」が支払われている場合はその支払われた額を除く額となります。また、被保険者が不慮の事故または特定感染症によらないで契約日から3ヵ月以内に死亡したときは、「死亡保険金」は1口5万円とします。
^{※4} 「事故等死亡保険金」は不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡したとき、または特定感染症を直接の原因として死亡したときにお支払いします。また、「事故等死亡保険金」の保険金額には「死亡保険金」の保険金額を加算した金額を掲載しております。

夫婦型 (特別援護)		ご加入者さまとその配偶者さまが対象					
口数と保険料		30口	25口	20口	15口	10口	
死亡保険金 ^{※3}	60歳未満	750万円	625万円	500万円	375万円	250万円	
	60歳以上	540万円	450万円	360万円	270万円	180万円	
事故等死亡保険金 ^{※4}	60歳未満	1,350万円	1,125万円	900万円	675万円	450万円	
	60歳以上	1,140万円	950万円	760万円	570万円	380万円	
障がい保険金 ^{※5} (労働者災害補償保険法による)	① 第1級、第2級、 第3級2~4	60歳未満	750万円	625万円	500万円	375万円	250万円
		60歳以上	540万円	450万円	360万円	270万円	180万円
	② 第3級1~5、第4級、第5級		300万円	250万円	200万円	150万円	100万円
入院保険金 ^{※6}	不慮の事故による 1日以上入院に限る	12,000円/日	10,000円/日	8,000円/日	6,000円/日	4,000円/日	
子供死亡保険金 ^{※7}	不慮の事故等による 死亡に限る	180万円	150万円	120万円	90万円	60万円	

^{※5} 「障がい保険金」は労働者災害補償保険法に規定する第1級から第5級のいずれかの身体障がい状態になられたことを当法人が認定したときにお支払いします。第1級、第2級、第3級2~4に該当し保険金が支払われた場合は、被保険者の本契約は終了いたします。
^{※6} 「入院保険金」は不慮の事故により1日以上入院したときに1日目から180日を限度にお支払いします。
^{※7} 「子供死亡保険金」は保険契約者の子(満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子)が、「事故等死亡保険金」と同じ支払事由により死亡したときにお支払いします。すべての契約者に付与される保障です。
^{※8} 「配偶者死亡保険金」は普通援護の保険契約者の配偶者が、「事故等死亡保険金」と同じ支払事由により死亡したとき、または保険期間が更新された保険契約者の配偶者が死亡したときにお支払いします。すべての契約者に付与される保障です。

本パンフレットは2026年4月現在の商品内容を説明したものです。